

島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>1条 (略)</p> <p>第2条 この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>2 事業に係る実施要件は厚生労働省が定める「<u>生活基盤施設耐震化等交付金の交付について</u>」(平成29年3月31日付け厚生労働省発生食0331第27号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)及び「<u>生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて</u>」(平成29年3月31日付け健発0331第24号・生食発0331第27号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長連名通知。以下「取扱要領」という。)の規定によるものとする。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第7条(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合<u>(仕入控除額が0円の場合を含む。)</u>は、別記様式第3号による報告書を速やかに知事に提出しなければならない。なお、知事は、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずる。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>2 事業に係る実施要件は厚生労働省が定める「<u>平成28年度生活基盤施設耐震化等交付金の交付について</u>」(平成28年4月6日付け厚生労働省発生食0406第5号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)及び「<u>平成28年度生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて</u>」(平成28年4月6日付け健発0406第1号・生食発0406第3号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長連名通知。以下「取扱要領」という。)の規定によるものとする</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第7条(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第3号による報告書を速やかに知事に提出しなければならない。なお、知事は、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずる。</p>

第8条～第9条 (略)

第10条 規則第10条の実績報告書の様式は別記様式第7号のとおりとし、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第7条第1項(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を、知事に提出するものとする。

2 交付対象事業者は、第6条第2項ただし書により交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

第11条～第12条 略

附則

1 この要綱は平成29年4月3日より施行し、平成29年4月3日から適用する。

第8条～第9条 (略)

第10条 規則第10条の実績報告書の様式は別記紙様式第7号のとおりとし、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第7条第1項(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を、知事に提出するものとする。

2 交付対象事業者は、第6条第2項ただし書により交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

第11条～第12条 略

附則

1 この要綱は平成28年4月6日より施行し、平成28年4月1日から適用する。

別記様式第1号(第6条関係)

番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

地方公共団体等の長 印

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱により下記のとおり申請する。

記

- 1 交付申請額 金 円
 - 2 事業の目的
 - 3 経費の配分表 別記様式1号別紙(1)
 - 4 事業計画調書 同別紙(2)
 - 5 事業費所要額調書 同別紙(3)
 - 6 算定額明細書 同別紙(4)
 - 7 財源調書 同別紙(5)
 - 8 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書の写し
 - (2) 設計図面
 - (3) その他必要な参考資料
- } 経費の配分表の地区毎に添付すること。

(記載上の注意)

1 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙(2)、(3)及び(5)を作成するとともに、PFI事業により取得する施設の整備に要する費用の内訳について別紙(4)を作成し、添付すること。

また、買取に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担について、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。

2 設計図面については、すべて実施設計とし、認可申請(届出)で使用したもの又は工事発注などの図面を使用することも妨げないものとし、作成にあたっては、次の留意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。

ア. 一般平面図(任意縮尺)

- ・給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水池、配水管等の位置を記載すること。
- ・補助対象となる主要構造物の位置、形状、寸法及び管路の管種、管径、延長等を記載すること。
- ・各施設はそれぞれ次によって色分けすること。ただし、構造物等において、全部が交付対象になるものにあつては、特に省略することができる。

当該年度補助対象事業・・・・・・・・・・赤色

当該年度単独事業・・・・・・・・・・緑色

次年度以降の事業・・・・・・・・・・黄色

前年度からの継続事業で実施済事業及び既有施設・・黒色

イ. 主要構造物配置平面図(任意縮尺)

- ・水源池、取水場、浄水場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入すること。(ただし、当該年度施工主要構造物に限る。)

別記様式第1号(第6条関係)

番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

地方公共団体等の長 印

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱により下記のとおり申請する。

記

- 1 交付申請額 金 円
 - 2 事業の目的
 - 3 経費の配分表 別記様式1号別紙(1)
 - 4 事業計画調書 同別紙(2)
 - 5 事業費所要額調書 同別紙(3)
 - 6 算定額明細書 同別紙(4)
 - 7 財源調書 同別紙(5)
 - 8 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書の写し
 - (2) 設計図面
 - (3) その他必要な参考資料
- } 経費の配分表の地区毎に添付すること。

(記載上の注意)

1 PFI事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙(2)、(3)及び(5)を作成するとともに、PFI事業により取得する施設の整備に要する費用の内訳について別紙(4)を作成し、添付すること。

また、買取に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担について、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。

別記様式第2号 (略)

別記様式第3号 (第7条関係)

番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

地方公共団体等の長 

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった標記交付金について、島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱により下記のとおり報告する。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

5 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

別記様式第4～8号 (略)

別記様式第2号 (略)

別記様式第3号 (第7条関係)

番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

地方公共団体等の長 

平成 年度島根県生活基盤施設耐震化等交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった標記交付金について、島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱により下記のとおり報告する。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類(金額の積算の内訳等)を添付のこと

別記様式第4～8号 (略)